

令和2年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第5号説明資料

令和2年2月13日

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3

福祉課

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

災害により負傷又は住宅、家財に被害を受けた世帯主が、生活の立て直しのために利用した災害時の融資制度である災害援護資金について、一部の世帯においては、生活再建が思うように進まず、期限内の償還が困難な状況に陥っていることを踏まえ、令和元年8月1日に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の償還金の支払猶予や免除等の規定が改正、施行されたことに伴い、大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例について、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 償還金の支払猶予

災害援護資金の貸付けを受けた者が、災害や盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができることとします。

(2) 償還免除の対象範囲の拡大

災害援護資金の償還免除の事由として、貸付けを受けた者が死亡又は心身に著しい障害を受けた場合に加えて、新たに破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、災害援護資金の償還未済額の償還を免除することができることとします。

(3) 報告等

償還金の支払猶予や償還免除を行うか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとします。

【大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条第 3 項】

災害援護資金の貸付けに係る規定	改正後	現行
償還金の支払猶予	<u>法第 13 条</u> <u>令第 12 条</u> ＊やむを得ない理由を規定	<u>令第 10 条</u>
償還免除	<u>法第 14 条第 1 項</u> 対象範囲 死亡 心身に著しい障害 破産手続開始の決定 再生手続開始の決定	<u>法第 13 条第 1 項</u> 対象範囲 死亡 心身に著しい障害
報告等	<u>法第 16 条</u> 新設	

※法令の規定を引用している箇所を改正するものです。

- (4) 施行日
公布の日

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第14条 省略 (償還等)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第16条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第14条 省略 (償還等)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第10条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第16条 省略</p>